

国民年金 こんな時は忘れずに届け出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。次のような場合は、下記へ届け出てください(代理人が手続きする場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要)。

届けが必要な時	届け出に必要なもの	
会社を退職した時 第2号被保険者→第1号被保険者	・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など) ・基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や基礎年金番号通知書など)	退職日の分かる書類(退職証明書、離職票、資格喪失証明書など)
配偶者の扶養から外れた時(配偶者の退職、被扶養者の収入増、離婚など) 第3号被保険者→第1号被保険者		扶養から外れた日の分かる書類(扶養喪失証明書など) ※離婚の場合は、離婚日の分かる戸籍の書類なども必要

第1号被扶養者…自営業者、アルバイト、無職、学生など
 第2号被扶養者…厚生年金に加入している会社員、公務員など
 第3号被扶養者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者



日本年金機構
ホームページ

☎・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220
 ・国保年金課 ☎・☎(582)1120 FAX(582)1138

新・クルちゃんの No.130 つぶやき



リチウムイオン電池を含む機器を ごみに出す時も、必ずルールを守ってね。

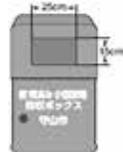
近年、リチウムイオン電池が製品に入ったままごみとして出され、事故が発生しています。必ず分別マナーを守って出してください。



リチウムイオン電池を含む機器
携帯ゲーム機、電子タブレット、モバイルバッテリー、スマートフォンなど



リチウムイオン電池を含む機器の出し方
電池類は、製品から取り外して、各集積所に設置されている乾電池回収ボックスに随時出してください。
※製品から電池類を取り外せない場合、使用済み小型家電回収ボックスをご利用ください。



☎ごみ減量推進課

☎・☎(584)4692
 FAX(584)4818

ごみ分別
アプリ
配信中!



認知症について学びませんか 認知症サポーター養成講座

認知症は誰にでも起こる可能性のある脳の病気です。認知症になっても安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、認知症の正しい知識を習得した認知症サポーターが地域で活躍中です。認知症について学びませんか。

日時、場所をご相談に応じます。

最少催行人数 10人程度

☎随時、下記へ申し込み。

☎・守山市地域包括支援センター

☎(581)0330 FAX(581)0203

・南部地区地域包括支援センター

☎・☎(585)9201 FAX(585)9202

☎守山・小津学区

・中部地区地域包括支援センター

☎・☎(584)5519 FAX(584)5363

☎吉身・玉津学区

・北部地区地域包括支援センター

☎・☎(516)4160 FAX(516)4080

☎河西・速野・中洲学区